

新潟家庭裁判所委員会(第21回)議事概要

新潟家庭裁判所委員会

第1 日程等

1 日時

平成25年11月22日(金) 午後1時30分から午後3時30分まで

2 場所

新潟家庭裁判所大会議室

3 出欠状況

委員の出欠状況は、別紙のとおり

4 傍聴者

なし

第2 議事

1 少年に対する教育的な措置の充実に向けた取組について(意見交換)

- (1) 意見交換に先立ち、広報用ビデオ「少年審判～少年の健全な育成のために～」を上映し、引き続き、裁判所出席者が、少年事件の動向等について説明した。

(委員長)

少年の非行につきましては、新聞紙上等で目にすることもあるかと思えます。少年審判は非公開で行われる手続ですので、広報用ビデオを観ていただきましたが、何か御意見や御感想等があれば聞かせていただきたいと思います。

(学識経験者委員D)

全国の家裁裁判所で取り扱う少年保護事件が、年々減少していることはとても良いことだと思います。件数のピークが昭和58年とありますが、おそらく団塊の世代の方々が少年の頃であったのか、若しくは、もう少し後の年代の方々くらいなのかと思われそうですが、少年の絶対数が多いからその当時の件数も多かったのか、それとも、社会的に何か問題があって、その問題が徐々に解決していった結果、事件が減少したのか、数字だけ見ても件数の増加原因がわかりませんので、この点について、説明していただきたいと思います。それから、広報用ビデオに登場していた保護司は、どのような方がなら

れるのか、また、成人に対応する保護司と少年に対応する保護司は別々に登録されているものなのか、さらに、保護司には定数があるのか、定数があるとしたら、新潟県内の保護司の定数は満たされているのか、これらの点についても教えていただきたいと思います。

(法曹委員J)

事件が減少している事情として、少年の絶対数が減っているということは挙げられると思いますし、戦後の混乱期と、社会が安定してきて衣食住が満たされている時期では、少年事件の質は変わってきていると思います。

(学識経験者委員D)

少年事件数のピークは、昭和58年ですよ。戦後から20年以上経過しています。

(裁判所出席者)

少年人口に対する少年事件の割合は、逆に以前より増えているように思います。昭和58年当時は、集団で暴走行為を行う事件など、多数共犯のものがとても多かったのですが、昨今、暴走族等の集団事件は少なくなってきていますので、少年事件が減少している一つの理由になるのではないかと思います。

(委員長)

保護司の定数等については、回答できる方はいらっしゃいますか。

(学識経験者委員D)

保護施設である少年院等での教育というのは、とても大事だと思いますし、その後、少年が社会で生活していく上で、保護司を始めとする地域全体の教育力が重要なのではないかと考えて質問しましたが、この場に保護司に関する分野の方がいないようですので、撤回します。

(委員長)

少年を保護観察に付す場合に、実際に保護司の実情等も念頭において検討するのでしょうか。

(裁判所出席者)

非行事実、親との関係、学校との関係、性別等を考慮しながら、適任の保護司がいるかどうかについて、処分決定前の段階であっても保護観察官とカ

ンファレンスをすることはあります。

(学識経験者委員F)

先ほど少年の再犯者率が高くなっているという話がありましたが、具体的なデータ等は公表されていますか。

(裁判所出席者)

家庭裁判所では、少年事件が家庭裁判所に送致されたときに、その少年が過去にも家庭裁判所に送致されたことがあるかどうかの統計を毎年取っています。この統計上の少年を累非行少年といいますが、ここ数年、累非行少年は42パーセント程度という状況です。

(学識経験者委員F)

再犯する少年というのは、例えば、保護処分を受けている少年が比較的多いのか、それとも、不処分や審判不開始であった少年が多いのか。これらの傾向について、何か分析はしていますか。

(裁判所出席者)

正確な数値として分析はしていませんが、満20歳に達した後は、家庭裁判所には事件が送致されませんので、家庭裁判所で調べる限りにおいては、審判不開始や不処分の割合が極めて高いです。少年院を出た後にもう1回再非行を起こしたときには、既に成人になっているケースもあると思います。

(学識経験者委員F)

広報用ビデオの中で、試験観察という処分がありましたが、大体の少年事件でこの試験観察が行われるのか、あるいは、七、八割程度行われるのか、それとも、試験観察は例外的なのかを教えてくださいたいと思います。

(裁判所出席者)

試験観察が行われる割合が七、八割ということはなく、むしろ逆くらいではないかと思います。例外的というほど少なくはないです。後ほど説明いたしますが、試験観察に付した上で様々な教育的措置を行うことは増えています。

(学識経験者委員D)

少年の再犯者率という話が出ていましたが、家庭裁判所に事件が送致されて初めて再犯かどうか分かるということ、それから少年の年齢が満20歳

に達すると家庭裁判所には事件が送致されないということだったのですが、教育的な措置の充実に向けた取組を議論するのであれば、少年のときに事件を起こした人が成人に達してから再び事件を起こしてしまうということは、その人に対する教育的な措置が必ずしも正しかったとは言えないのではないか。その教育的な措置が正しくなかったと断定するわけではありませんが、統計的に見るのであれば、年代ごとに見るのではなくて、人単位で見られるような形式にして初めて、その人が少年のときに受けた教育的な措置がその人にとって充実したものであったのかどうかを検討できるのではないかと思います。また、再び被害に遭われる方々は、本当に不幸だと思いますが、再度事件を起こす人も不幸だと思いますので、どこかできちんとした手立てをするべきではないかという気がします。

(法曹委員 J)

人単位で見られるような統計ということですが、具体的にどのようなことが考えられますか。

(学識経験者委員 D)

例えば、少年を1人ずつ追跡調査することはできないのでしょうか。新潟以外の全国の家庭裁判所でも追跡調査は行っていないのですか。

(法曹委員 J)

家庭裁判所としては、終局処分をするとその段階で少年事件としては終わりになります。少年のその後については、家庭の監護力に委ねたり、保護観察所にバトンを渡すことが家庭裁判所の役割になります。

(委員長)

検察官の立場から見て、少年時代に非行歴がある成人の犯罪者というのは多いのでしょうか。

(法曹委員 I)

多いか少ないか、一概には言えませんが、一定の事件数はあります。少年時代に非行歴があるからといって、成人になってからも罪を犯すとは限りませんし、人それぞれの性格や犯罪傾向等があります。成人で罪を犯す者の中には、一定数少年時代に罪を犯した者がいます。これは紛れもない事実です。

(委員長)

付添人の立場から見て、何か御意見等がありますか。例えば、広報用ビデオの内容についての御感想、また、実際に今まで付添人として担当した少年事件はどのような事案であったのかを聞かせていただけますか。

(法曹委員K)

最近、余り付添人の仕事はしていないのですが、広報用ビデオは、いわゆるビデオ用とでも言いますか、付添人として悩む場面もなく、すんなり始まって終わったという感想です。背景事情等はよく分かりませんが、この広報用ビデオのケースで試験観察は重すぎると思いました。実際には、たくさんある少年事件のうち、付添人が関与する事件は限られています。また、付添人の役割というのは、成人の刑事事件とは全く違うものです。もちろん、少年が無罪を主張するなど非行事実を争う場合には、成人の刑事事件の弁護人と同様に付添人として少年の権利保護に尽力しますが、このような事案は余りありません。どちらかという、少年の家庭環境についての調整をするための手助けをしたり、あるいは、被害者に対する弁償の手助けをしたりすることが非常に多いです。また、少年の再就職先が見付かるように努力することもあります。このように、付添人の役割は、環境調整をするための活動をする人が多いと思います。なお、これらの調整については、家庭裁判所調査官が主導的に行うことが多く、私ども付添人は、家庭裁判所調査官と連携して、不足している所を弁護士としての立場で動いて補うというケースが多いと思います。やはり、問題を起こす少年を見ていると、家庭環境に問題があることが多く、場合によっては、両親を事務所に呼んで指導したり、問題点等を挙げてその現状を把握してもらって、両親と付添人が一緒になって悩みながら、何とか少年が立ち直ることができるように頑張っていくという同じ立場で動くこともあります。さらに、少年鑑別所に入所している少年の中には、二、三日面会に行かないと凄く寂しがる少年もいたりします。このようなことから、付添人の仕事は、しんどいと感じるときがある反面、少年鑑別所で少年と面会すると、この少年はまだまだやり直せると感じることも多々あり、やりがいもあります。付添人は、少年が最終的に立ち直ってくれたら良いと思って活動しています。最近、特に若手の弁護士が一所懸命付添人活動をしています。

(学識経験者委員C)

少年事件の終局事由で、不処分と審判不開始がこんなに多いとは思っていませんでした。交通事故がどのような事情で発生しているのか分かりませんが、交通事故を起こそうと思って自動車やオートバイ等を運転している少年はいないと思います。たまたま事故を起こしてしまって処分を受けるということであれば、おそらく次は気をつけると思います。暴走行為的な事案は、暴走行為をしようと思って暴走行為を行っており、おそらく再犯の可能性は高いということになるのだと思います。少年事件の審判不開始と不処分というのは、白なのかグレーなのか。白であればえん罪だったということになりますので、逆説的に言うと、その少年は被害者の立場になってしまいます。しかし、グレーの場合は、処罰対象となっているのかどうかが見えにくいのですが、もしも処罰対象になっていないのであれば、同じ非行をしたときにどうして非難されるのかという考え方も一つあると思います。最近の傾向として、労を少なくして益を多く取るということが社会風潮として非常に尊ばれているというか、私が子供のころは、職人で一生同じ仕事をして、そのことに誇りを持つというようなイメージでしたが、現在の少年達を見ていると、少年達全員に顕著に表れているかどうかは別として、安易な形で効果を得るところに世の中が向いているのではないかと思います。単純に考えれば、アルバイトをしてお金を稼いでみんなでご飯を食べればいいのに、それをせずに恐喝してお金を奪う方が効率がいいからこの方法を選択してしまう。審判不開始と不処分という形がどの辺の色合いであるのかによって、少年の再犯者率も高くなると思います。少年の再犯者率を問題にするのであれば、審判不開始と不処分というのを念頭に置かずは何らの処分をすることも必要だと思います。先ほどの広報用ビデオにもありましたが、本来であれば少年院に入って更生してもらうことも考えたけれども、改悛の情有りそうだから保護観察処分にしてあげるといような話をされると、かえって少年は、そんなに甘いものなのかと思ってしまうかもしれません。この場合、言い方が逆だと思います。保護観察処分にして様子を見ますが、あなたの行動が改善されないのであれば、少年院に行って強制的に更生してもらいます。この言い回しの方が正解だと思います。意思の伝え方を含めて、少年に対してはっ

きりとした信号を出してあげないと少年にとっては有益ではない感じがします。

(法曹委員 J)

非行事実なし、成人の刑事事件でいえば無罪という形の不処分というものもありますが、割合的に多いのは、非行事実は認定できるけれども比較的被害が軽かったり、今後は再非行のおそれがない場合には、審判不開始や不処分で終局するというケースです。

(学識経験者委員 C)

そのようなケースで審判不開始や不処分にしても、現状として、少年の再犯者率は高くなっているわけですね。この点をどのように考えるのかということになるとは思います。一概に厳しい処分をするべきだとは思っていませんが、審判不開始や不処分にすることによって、少年はこの程度の非行なら許されるということを現に体験することになり、結局のところ、前回は許されてるのに今回同じような非行をただけなのにどうして厳しい処分なのかという疑問が出てくるとは思います。これらを理解・納得している少年は、最初から非行はしないはずで、誰しも教育をすればすべて効果的に表れるというものはないと思います。人間は画一的な生物ではなく個別の個体ですので、極度に効果的なことを求められても成功する場合と失敗する場合は必ずあるという感じがします。

(裁判所出席者)

審判不開始と不処分を説明する前提として、全件送致主義があります。例えば、ガム 1 個を万引きしたような軽微な案件でも家庭裁判所に送致されてきます。この場合には、書面手続で終局することもあります。審判不開始の中にはこのようなケースが 2～3 割くらいあります。個別の対応については、後ほど実際に新潟家庭裁判所で行っている教育的措置について説明いたしますので、その後に再び議論していただきたいと思います。

(2) 10 分間休憩後、裁判所出席者が、新潟家庭裁判所における教育的措置～再非行防止に向けた取組～について説明した。

(委員長)

家庭裁判所の方から新潟家庭裁判所における教育的措置の取組について説

明がありましたが、どのような教育的措置が効果的なのか、何か御意見等があれば聞かせていただきたいと思います。

(学識経験者委員E)

私は、非行だけではなく、少年の問題というのは、社会を映す鏡だと思っています。そういう意味では、健全な大人モデルが必要になるのだらうと思っています。教え込もうとしても、なかなかそれをそしゃくすると言いますか、教え込んで「はい、わかりました。」ということであれば、そもそも教育的措置を受ける立場にはならないと思いますので、少年の周りに健全な大人がいない、又は少ないということになるのかもしれませんが。体験型が良いと思いますし、そういう活動を続けることと、当然にきちんと教えることも必要ですので、それぞれの少年のレベルに合った教え方を実行するのが重要だと思います。

(法曹委員K)

家庭裁判所から説明していただいた体験型とか集団型とか専門知識活用支援型は、どのタイミングで行うのでしょうか。すべて試験観察中というわけではないですよ。

(裁判所出席者)

体験型は、ほぼ試験観察に付された少年で、特に短期補導委託については、試験観察決定を出さなければなりませんので、その措置を執るということについては事前に裁判官と検討しています。保健指導については、試験観察中の女子少年に対して何回かに分けて行うこともあります。その他、試験観察に付されないまま、調査によってその調査の際に行うこともあれば、後日もう一回家庭裁判所に出頭させて行うこともあります。

(法曹委員K)

体験型等を活用した方が良いということになると、試験観察決定が増えることになるのでしょうか。先ほど広報用ビデオを観た感想として、試験観察は重すぎるという発言をしましたが、そういうわけではないということでしょうか。

(裁判所出席者)

試験観察に付して、教育的措置を行った上で不処分というケースも多分増

えていると思います。あるいは、保護観察につなげて、保護観察中にまた社会ボランティアを体験させたりすることも考えられます。

(学識経験者委員G)

私の立場で発言するので若干視点が変わるかもしれませんが、広報用ビデオや「少年審判について」というパンフレットに出てくる少年審判廷は、裁判所独特と言いますか、非常に無機質な感じがします。現在、文部科学省は、学校施設や福祉施設の木造政策を替えていく方向性を示しています。そんな中においては、全体構造は無理だとしても、内装を木質化することによる木の効果・メリットはあるわけです。木材の持つ機能そのものではなく、人間の精神的な部分であったり、五感に与えるやすらぎ、特に集中力が高まったり、少年のストレスの緩和であったり、少なくとも多面的な内容で取り組む中でのいわゆるハード部門、我々がソフトであるならば、調査室や少年審判廷のようなハードについてもメリットがある木質化を検討していただきたいと思います。また、先ほどボランティアの話がありましたが、同じボランティアでも自然体験が豊かな人ほど正義感・道徳観が強いという統計もあります。我々は森林を愛する立場にありますので言いますが、森林ボランティアもあるわけです。どういう参画の仕方があるのかを検討する必要があるとは思いますが、是非とも自然体験型を多く取り入れていただきたいと思います。また、人口比率等の問題があるので一概には言えませんが、農山村部での少年事件は、市街地の件数に比べて少ないというような統計データを作成して、今後の教育的措置を行う参考にするということも考えられるのではないのでしょうか。

(委員長)

法廷と少年審判廷の構造の違いについて、説明してください。

(裁判所出席者)

法廷には法壇があり、一段高い所に裁判官が座って法廷全体を統括しながら訴訟は進行していきませんが、少年審判廷は少年と同じ目線で話をするという配慮がされています。木質化については、なるほどと思いました。豪華な少年審判廷にならないように配慮は必要かと思いますが、少年審判廷の木質化という御意見を参考にさせていただきます。

(学識経験者委員B)

非行を起こした少年及び保護者の方々の中には、審判不開始・不処分イコール無罪というようにとらえる方もいると思います。それは、この審判不開始や不処分という言葉の響きが強いためだと思います。この文言を変えるとすることになれば、少年法を改正することになり、難しい問題が生じてしまいます。確かに、日常的に少年事件に携わっている方々は、審判不開始・不処分という言葉に慣れ親しんでいるため違和感はないのだと思いますが、いかにして非行を起こした少年や保護者に対して、審判不開始・不処分イコール無罪ではないということを理解してもらうかが重要だと思います。また、高齢者施設でのボランティア活動という話もありましたが、少年と同世代の障害者の方々の施設等に出向いてボランティア活動をして、健全者との違いを体験させることも有用だと思いますので、今後の教育的措置を行うに当たって、検討していただきたく提案いたしました。

(法曹委員J)

新たな教育的措置の在り方についての御提案を頂き、ありがとうございます。非行を起こす少年というのは、家庭に一定の何らかの問題を抱えています。自分だけではどうにもならない環境の中で生活する上で、両親との関係で一喜一憂したり、次第に心を閉ざしてしまうこともありますので、その少年の気持ちにどれだけ寄り添っていけるのかが大事だと思います。審判や調査等で一方的に叱るだけでは、少年はこの場をやり過ごせばいいという考えになってしまいますので、少年自身に考えてもらうようにする。教育的措置の中で体験・経験して自ら感じてもらうことが大事だと思いますので、今後の教育的措置を行うに当たって、参考にさせていただきたいと思います。

(学識経験者委員C)

非行を起こすまでに至った十数年間の生活があるわけなので、果たして家庭裁判所で指導を受けた後、少年自体の本質が変わるのかどうかという疑問は残りますが、教育的措置を行うことで少年自身が反省し、自覚するという機会を与えることは良いことと理解しました。とはいえ、最近話題になっている有名ホテル偽装表示問題等の現実の社会を見たときに、せっかく教育的措置を受けた中で培った良心や正常性のようなある種のノーマル観が、現実

社会に戻れば維持できない、あるいは、また崩れていくという可能性もあるのではないかと思います。そうすると、家庭裁判所を含めた各関係機関だけで対処できるものではないと思います。また、少年の再犯者率が高いという部分については、家庭裁判所が背負い込むには大きすぎる問題であり、社会生活を含めた形でもう一度再考していかないと、この議論に関する結論は出てこないと思います。具体的な打開策等がすぐに思い付きませんが、別の見方をすると、そこまでして全体をクリーンにする必要があるのか。国民全部が真っ白な無犯罪の世界で生活するのが理想だとは思いますが、それを過度に目指すとかえって窮屈になるのではないかと思います。ある程度、非行や犯罪はあるという前提で、もう少し考えてもいいのではないかとともに思います。

(学識経験者委員E)

例えば、教育的措置の一環として、森林で山仕事のボランティア活動をするような体験型は実際行うことができるのでしょうか。ある程度危険も伴いますので、できることとできないことがあるとは思いますが、先ほど大人モデルと言いましたが、現場で一所懸命働いている大人と間近に接して自分で将来のことも含めて、考える場はたくさんあった方が良いと思います。森林でも農業でも工場でもいろいろな場所が考えられると思います。

(学識経験者委員A)

先ほど家庭裁判所の説明の中で、ボランティア団体である新潟家庭少年友の会の話が出ていましたが、この会の概要等を少し説明させていただきますと、新潟市の支部では約100名くらいの会員がいますが、そのほとんどが個人の会員で、裁判所の非常勤職員である調停委員・参与員と弁護士です。個人ではなく、協力団体という形で各業界の方々に関わっていただけたらボランティア活動もより広がっていくのではないかと思います。新潟県にこの会が発足して、まだ歴史としては長いわけではなく、7年くらい経過していると思いますが、この会が未来に向かって実りあるものになるためにも、多方面の方々からお力添えをしていただけたらありがたいと思いました。

(委員長)

家庭裁判所には、本日の意見交換を参考にいただき、家庭裁判所が適正、かつ、円滑に機能していけるように、家庭裁判所委員会として期待した

いと思います。

2 次回の話題事項

(委員長)

次回は、「子の監護，面会交流について」をテーマに協議することに決定

第3 次回期日

平成26年6月19日（木）午後1時30分から午後3時30分まで

(別紙)

新潟家庭裁判所委員会出席者及び欠席者

1 委員

(1) 出席者

委員長	橋本昌純
学識経験者委員	上田容子
同	近隆
同	佐藤彰
同	佐藤たづ子
同	田代健一
同	田村秀
同	深海義郎
同	堀内敬子
法曹委員	河原克巳
同	三上乃理子
同	三部正歳

(2) 欠席者

学識経験者委員	吉川美貴
同	堀内貞子
同	渡辺隆

2 委員以外の裁判所の出席者

裁判官	磯崎優
首席家庭裁判所調査官	大貫充
首席書記官	寺尾順治
次席家庭裁判所調査官	上野はるみ
次席書記官	福本修
事務局長	森田正則
事務局次長	丸山和子